	第33期第3回横浜市児童福祉審議会(総会) 会議録			
日 時	令和4年3月29日(火)午後3時00分から午後4時36分まで			
開催場所	オンライン開催			
出席者	荒木田百合委員長、明石要一委員、新井淳子委員、石井章仁委員、大庭良治委員、川越理香			
	委員、小林理委員、高橋温委員、高橋雄一委員、多田純夫委員、田辺有二委員、天明美穂委			
	員、新堀由美子委員、細川一美委員、森佳代子委員、山瀬範子委員			
欠 席 者	青柳寬子委員、青山鉄兵委員、岩佐光章委員、小木曽宏委員、加山勢津子委員、澁谷昌史			
	員			
開催形態	公開 (傍聴者 0 人)			
議題	1 報告事項			
	(1) 部会 <del>報告</del>			
	(2) 令和4年度こども青少年局予算等について			
	(3)「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」原案について			
決定事項等				

## 1 報告事項

## (1) 部会報告

里親部会、保育部会、児童部会、障害児部会に審議内容等について、各部会から資料に基づき報告

- ○荒木田委員長 ありがとうございました。各部会からの報告については以上になりますが、今日ご参加の皆様から何か気になる点ですとか聞いておきたいところがございましたら、よろしくお願いいたします。
- **〇大庭委員** 報告をありがとうございました。里親部会に質問でございます。もしご存じであればということで、横浜市内で児童養護施設の入所者数、養子縁組数、それから特別養子縁組数、大まかでいいのですが、数字を教えていただければ参考になるかなと。

それから、18歳以降の支援に関しまして、これからも継続的に支援があるというふうに聞いております。その辺が具体的にもう進められている段階なのでしょうか、それともこれから様々な計画が実施されるのでしょうか、その辺、情報として教えていただければ助かります。よろしくお願いいたします。

- ○荒木田委員長 数字及び18歳以降の件につきましては事務局から報告をお願いいたします。
- ○事務局 まず社会的養護です。児童養護施設とか里親等に委託している児童数は700人程度ということになります。その中で里親に委託している数は、昨年の3月末時点になるんですけれども、700人のうちおおむね90人ほどが里親に委託をさせていただいているということでございます。里親の中で、大体が養育里親ということになるんですけれども、養育里親が児童の数でいくと75人です。養子縁組の里親が8人ということになります。それ以外では親族里親というものになっております。

あと18歳以降、児童養護施設の措置というのが原則18歳の年度末までとはなっているんですけれども、児童の状況に応じて必要となれば措置延長ということで、20歳まで施設であれば入所することができますし、里親につきましては、大学等、専門学校等に通われている子については同じく措置延長ということで原則20歳、また、20歳を超える場合であっても必要に応じて22歳まで、私どもの事業のほうで入所に関するとか委託に関する費用をお出しして、22歳の年度末まで過ごせるよう

な形の支援をしているところでございます。

○荒木田委員長 社会的養護を必要とするお子さんたちについては社会の関心も徐々に高まってきているのではないかと思います。そういったことも受けて、20歳、22歳というふうに制度のほうも延長されておりますし、私自身、社会福祉協議会の会長をやっておりますけれども、このコロナの中でどうも困っている人がたくさんいるらしいぞということに気づきだした民間企業の方が、殊に社会的養護を必要とするお子さんたちなどはしわ寄せが行きやすいのではないかということで、20歳、22歳まで延長されたとしても、なかなかかゆいところに手が届き切れないようなものについて、寄附でサポートをしたいという申出も来ています。これは今まであまりなかったことでございました。具体的に、例えば18歳で高校を卒業して勤めるようになったんだけれども、バイクがあったほうが勤め先に通いやすいというようなものについてなかなか措置されないというようなこともございまして、社協の社会的養護の施設の部会の中で、こういうことを手助けしてくれないかということを集約して、民間の寄附を使って、制度のはざまをサポートしたりすることも生じております。

コロナは良いことは何一つありませんけれども、これによって弱い立場の人に少し思いをいたすようになった方が増えているような実感を私自身も持っているところでございます。ただ、この件数を見ても分かるように、里親はまだまだ、もっと本当は里親の件数が増えると、この部会で議論される件数が増えるといいなというのは今の人数を見ても明らかですので、ぜひ里親のPRについても力を入れていただきたいと思いますし、私ども折に触れて、児童福祉審議会の委員としてもPRができたらと思います。ご質問ありがとうございました。

## (2) 令和4年度こども青少年局予算等について

事務局より資料に基づき説明

- ○荒木田委員長 ありがとうございました。主な予算の内容とそれから新たな機構、このようなことを目指して機構改革しますというようなご説明でした。初めて聞く方も大勢いらっしゃると思います。予算、そして機構、何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。
- ○石井委員 今回、保育の量だけではなくて保育の質の向上という明確なメッセージが1番目に出ていたかと思うんです。保育の質の向上というのを考えたときに具体的に出ているところで言うと、研修と、あとはガイドブックみたいなものを先般作成されたというふうなところと、あと巡回で回る方がいるというふうなところが中心になるかと思うんです。例えば東京の世田谷区などでは2年ぐらい前に不適切な保育というのが問題になったことがあって、その改善に向けて今いろいろ考えているところで、教育総合センターという部署が中心になりながら、研修と、あと自己評価に絡めた専門人材の派遣みたいなことをやったりとか、コンパスという実践のガイドブックを作って、それを定着させるような人の派遣とか研究みたいなところも視野に入れてやったりしているんですが、どういうところが中心になって、質の改善、向上に向けてどのあたりまでを目指そうとされているのかという今後の中長期的展望と中心部署みたいなのは、さっきあの部署かなと思ったんですけれども、教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○事務局 現在既に、今石井委員がおっしゃっていただいたようなことで不適切な保育への対応をしたりですとか、また、保育についてはより質の高いものということで、冊子を作ったりとか動画などで、広めている状況でございます。そういったことをその都度というか、状況に合わせて今まで展開してきたという状況はございます。

実はこの1月に発表させていただいていますけれども、保育・幼児教育センターという形で、1 つの保育の質の向上に向けた拠点をつくろうということを考えています。教育委員会が整備しよう としている新たな教育センター、こちらは小中学校とか特別支援学校といったところの教員の方などが対象になるものですけれども、新たな教育センターを整備しようとしている中で、そこと併設する形で保育・幼児教育センターというものを設置して、今、世田谷区の話にもございましたが、専門人材の派遣などといったようなこともより充実させながら、保育の質のための研修、アドバイス、相談対応などといったようなことに対応していきたいと思っております。

保育・幼児教育センターについては、教育センターと併設するということで考えていますが、教育センターのほうが令和10年開設ということで、今いろいろ準備作業に入ったというところになってございますので、まだ少し先にできるというような見込みとなっております。そこに向けては今できることを順次局としてやっていこうということで、保育・幼児教育センターができたときにはある程度いろんなメニューがそろった形で総合的に支援をしていきたいと考えております。またその辺については部会のほうでも折を見てご説明させていただきたいと思っております。

- ○荒木田委員長 ありがとうございました。どこが中心となって担っていくか、そして令和10年を待つまでもなく、今できることをきちんとやっていくというようなところは明快なご説明だったと思いますが、こういったところを目指していくというような中長期的な保育・教育の質の向上、ここまで目指していくんだという展望みたいなものがあったら併せてご説明いただけるといいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○事務局 今、新設園もたくさんできているような状況の中で、きちんと安全に保育ができるようにといったようなところからまず始めている状況はございます。ただ、幼児教育については、しっかりやっておくと将来的にその子がいろんなことをやっていけるようになる力につながっていくということも言われております。そういった意味では、横浜市では保育・教育宣言という形で、こういった保育をしていこうというものを打ち出してございます。各園が取り組んでいけるように、子どもたちの自主性を重んじたりとか、やる気を引き出したりしていこうということを記載しています。保育を行う中でそれをするというのはなかなか難しかったりします。ただ、そこに向けては一歩一歩我々としてもできることをやっていきたいということで、先ほどのリーフレットを作ってみたりですとか、動画でこういったことをやっていくといいのではないかといったようなことを示しながら進めていくということがございます。そういったことを一つ一つ積み重ねながら、将来的には、今打ち出しているよこはま保育・教育宣言を実現していくような保育が各園で行われていることを目指していきたいと思っております。
- ○天明委員 今の石井委員の発言に少し付け加えてというか、お尋ねしたい部分があります。今お話しいただいたのは子どもに対して先生方がどう対応するかということですけれども、一般市民として、保育所の運営で質の向上という部分に関わるのは先生同士という部分が結構あるなと思っていて、ニュースで出てきているのが、一気に大量に退職してしまう。年度の中でもいろいろ出てきて、私たち委員でも質の向上ということにはさんざん議論していて、大学で教えている先生方に、年度途中では辞めないようにご指導をお願いしていますということも言われたんですけれども、今回年度を区切りに大量にお辞めになるというような新聞報道とかもあり、何度かあちらの区で、こちらの区でというようなことがあって、ちょっと心配しているという状況なんです。

今回、6ページの人材確保のところで「保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設定します。」ということで、すごく頑張っているなというのは受け止めるんですけれども、今回のことで言うと、有給休暇を断られたというような、有給を申請していたのにもかかわらず急に断られて、仕方がないのでそのまま休んだら、それに対して罰金をというような、ごめんな

さい、私は新聞報道の部分しか知らないので、その奥に何があるのかは分からないのですけれども、そういうような状況で正論では太刀打ちできない感じがあって、保育の質というのにこちらがすごく気を配って、石井先生も何度もそこに突っ込むような資料をいろいろ見て、ここが認可に適当かどうかということをすごく読み込んでいるのにもかかわらず、人間関係でどうしてもそこのところが損なわれる、保護者に対しての不安感を与えるということがすごくもったいないなというように感じていて、社会保険労務士はもちろんいいんですけれども、もうちょっと調整役として、正しいことは正しいのだけれども、何とか世代的に理解いただけるような指導の仕方、指導が必要なのは現場の先生より、もしかして理事長とか施設長とか管理職系の方々にもそういうのが必要なのかと思うようなところもあります。

たまたまお子さんが医師になるという方とお話ししたときに、今の医師教育を受けている世代はすごく説明責任というのを感じて学習しているのだけれども、その前の世代に医師になった方は、患者に対してどういう説明をするかということに心が砕けないというような話を聞いて、時代が大きく変わってきたという中で不安がもしかしてあって、すごく人が足りないとか、もうどうしようもないでしょうという中でこういう形になってしまったのかもしれないですけれども、その不安を受け止めるなり、正論をどういうふうに通していくか。働いている方々の身に立ってくれるかというようなあたりも少し必要なのではないかなと感じたので、その辺はどう考えているかを教えてください。

- ○荒木田委員長 ありがとうございました。予算の6ページにあるように、一歩踏み込んだ対応というのは予算でも確保されているけれども、これは一保育士が不安を抱えて相談する相手がいるというだけではなくて保育園、あるいは法人、あるいは世代間ギャップを埋めるみたいなことまで含めてどの程度まで考えているか、あるいは対応ができるのかというあたりのご質問だと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○事務局 保育士の確保も含めてですけれども、施設長のスキルといいますか、対話をしていくというところのスキルもまだ十分ではない方が、短い保育士のキャリアとか法人の職員といった方が施設長になられるケースもやはり大変多いというところがあります。コミュニケーション研修やリスクマネジメント、それから全体的なマネジメントの強化など保育の質の向上というところでは、現場の保育士さんだけではなく施設長に向けての研修、啓発にも取り組んでいるところでございます。一足飛びに何か変わるということではないのですけれども、1つずつ支援を進めています。

また、新規園などにつきましては、開設前に保育でこういったことが大事であるというお話、それから子どもの人権を守るという意味での研修も実施しております。また、新規園1年目、2年目につきましては、先ほどお話が合った巡回のほかに園内で研修を深めていただく、保育士同士でも対話を深めていただくための取組も行っておりまして、園長職を経験した者などが園のほうに巡回をさせていただく中で、施設長も困っている部分もあったりしますので、そういったところのご相談に乗ったりアドバイスをしたりといった取組なども進めているところでございます。研修を含めての取組についてご説明させていただきました。

○荒木田委員長 ありがとうございました。なかなか一足飛びにはいかないけれども、課題認識はある中でできることを1つずつということだと思います。新聞に書かれるようなことというのは、そこまで行くのにきっと幾つも幾つものことがあって最後そこに行き着いてしまったというようなことだと思いますけれども、広く受け止めていただいて、親御さんあるいは子どもが不安を持たないようにどうぞよろしくお願いいたします。天明委員、大丈夫ですか。

- ○天明委員 保育所のことは、認可に関しては局でするんですけれども、運営とかに関してはやっぱり区役所に行ってしまうところがあると思っていて、私たち認可に関わった者として、行ってしまった後、すごく手が離れてしまうなというような思いがあるんですね。大庭先生みたいな方がいらして、現場はこうですよとかということを教えてくださるので、現場もそれなりに頑張っていらっしゃるんだなと思うんですけれども、吸い上げる言いやすいような場ができるとか、相談する窓口、保護者は区役所にクレームとして言いやすいのかもしれないけれども、働いている方も心配事として相談しやすい場所、団体ではなくてもちょっとした、これはどうなんですかねと言える場というのがこれなのかどうなのかが分からず、本当にそれこそSNSで相談したいというような感じだと思うので、そういうところも設置していただけたらいいのかと思うんですけれども。
- ○事務局 ありがとうございます。先ほど相談窓口というところに関して、もう少し詳しくお伝えさせていただこうと思います。まず社会保険労務士というところですが、一般的な社会保険労務士という肩書だけではなくて、本当に保育に特化して、保育のことを分かっていらっしゃる社会保険労務士にお願いをしようと今1つ考えております。相談のやり方ですけれども、結局、先生に言っていただいたとおり何段階もあって、最終的にもう辞めるしかないみたいなところのその前に未然に防げないだろうかというところで、何か不安があったら受け止められる場所として来年度からやろうとしているところです。

やり方としては今のところ専用のフォームみたいなもので、いつでも24時間365日、まずはご相談くださいということでやろうと思っています。その中で、言った言わないという形になりますので、なるべく記録を残すような形で、その方のお望みの形で、これは労基署だよねといったら労基署につないだり、これは不適切保育につながるなと思ったら担当の部署につないだりとか、これは施設長についてとか、そういう形でまずは一人一人の保育士さんの思いを受け止めて、その内容で何が課題かというところでその方のお困り事を解決しながら、そこから何かつないでいく芽があれば必要なところにつないでいって、最終的には皆さんが幸せに仕事ができるようにという形を考えておりますので、先ほどからではないですけれども、一つ一つというところで、その中で人間関係ができていれば同僚とか上司に相談できて解決できることもたくさんあるとは思うんですけれども、どこに相談していいか分からない、この思いを誰かに受け止めてほしいというところの窓口をつくるということで始めておりますので、それをきっかけに何か1つずつできていけばいいかなということで今考えているところでございます。

- **○天明委員** ありがとうございます。失敗がいい形につながればいいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○荒木田委員長 ありがとうございました。保育士等となっているので恐らく離職防止の保育士だけではなくて、さっきおっしゃっていたできたばかりの施設の施設長さんなども含めて、きちんと園が運営されていくようにという第一義的な窓口ができるということでございますが、もう少しフォローはございますか。
- **○事務局** 保育に関しましていろいろとご意見をいただきましてありがとうございました。

保育の質に関しては、本当に何をこれだけやれば十分ということは決してなくて、子育て支援部でも、通常の研修の実施もそうですし、幼保小の連携の研修、実践みたいなものを通しての保育の質の向上もやっていますし、あるいは、今委員からご指摘があったように、何か事があって運営指導という形で実際園のほうとかなり濃密なやり取りをしながらの保育をより適正に安全にやっていただくための指導という形でもあります。あるいは監査という形で、それは総務部の対応と一緒に

子育て支援部でやっているわけですけれども、全体でいろいろな形で保育の質を高めていくという のが実際でございます。

先ほど委員のご指摘で、認可のときはいろいろとその時点でのジャッジはしていただいているけれども、その後の様子がなかなか分かりにくいというお話もありました。これにつきましてはできるだけ保育・教育部会のほうで、私たちも現状の運営状況などはこれからきちんとご報告していかなければならないと改めて思っております。今日この後にちょうど部会がございますので、きちんとご報告させていただければと思っています。

個別の指導状況は、今も継続している案件でもありますのでこの場ではなかなか申し上げにくい ところもありますけれども、個々の園の状況というのがそれぞれございますので、それに応じてか なりの頻度で、何か事態が起きたときには係長クラスがもう本当に毎日のように行って、朝から行 って、それこそ夜の保護者対応までやるというような状況も時期的にはございます。お子さんが安 全に過ごせるように、あるいは保護者が安心して預けられるようにということで、私たちも通常の 研修のレベルから個々の対応までしっかり取り組んでいきたいと思っております。

先ほど一方で保育・幼児教育センターの話もありました。そういう拠点があることでより一層相談がしやすい、あるいは自己啓発の、そこに行けば何か情報が得られるかもしれないとか相談ができるかもしれない。やっぱり拠点ができることでまたさらに保育の質の向上という意味では、すごく拠点ができることの意義というのは大きいと思っています。令和10年度のオープンを予定しておりますので、それができるまでは、今ここのこども青少年局の我々の部隊がそれぞれの持ち場で全力で取り組んでいくということになりますけれども、拠点は拠点で、私たちにとってはとても大きな役割をそこで果たそうと思っておりますので、またそれに向けてご意見がありましたら、ぜひお伺いしていきたいと思っております。

すみません、補足ということではありませんけれども、私からは以上です。

- **○天明委員** ありがとうございます。一生懸命やっているのがよく分かります。ありがとうございます。
- **〇荒木田委員長** ありがとうございました。そのほかございませんか。
- ○大庭委員 今いろいろなお話をありがとうございました。保育・教育の質という部分が少し多めに議論されがちなんですけれども、一番根本は、まず仕事がきついということなんですね。これは、いかに熟練した園長先生がいても手が足りない、これが現実なので、まずそこの問題を解決しないと次に行かないんですね。あとは、園長先生が間に入りまして、いろいろこうやってくれと市とか区から言われるわけですが、働いている方の間に挟まって物を言えない園長先生というのが本当に多いんですね。また、先ほど言われた法人が何をしているんだというところも確かにあるんです。なので、運営側の体制を整えていくということももちろんこれも大事です。ここはもう少しやってもいいのではないかと思っております。

あとは時々、数時間前も担当の方とお話ししたんですが、今回のシステム改善で、保育士の小数 点以下の人数が切り捨てられるという、急に4年度からそういう方向になるということで、計算し てみましたら1人分のローテーション雇用費が出なくなるんですね。うちも数園出なくなるという ことで大騒ぎしまして、そうしましたら先ほどお電話をいただきまして、それはシステム上の間違 いでしたということで、そういったことがないようにぜひお願いしたいと思っております。0.5人 というのは主任保育士加算といいまして、主任保育士がしっかり自分の業務ができるように加算さ れているものですから、そういったことをばっさりと年度が変わった段階で切られてしまうと、ま すます園長先生はもう愕然としてしまいます。ということで、その辺はそういった間違いがないよ うにぜひお願いしたいと。

もう一つ、私は、この予算の話をするときに一番気になるのは横浜市の今後数年においての財政なんですね。財政調整基金というものをここ数年見ていますと、やはり物すごい勢いで減少している。そういったところがカジノの議論になってきたんだと思うんですけれども、この辺をどういった方向で、財政調整基金をある程度プールしていかなければいけない。これが子どものためには絶対必要なわけで、細かな予算は非常にありがたい予算ばかりなんですが、この辺はどういう見通しを立てて横浜市全体が予算管理をされていくのかというところをぜひお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

- ○荒木田委員長 ありがとうございました。恐らく財政ビジョンの中身をご説明いただくと、調整基金のことも含めて書かれていたので、財政ビジョンの要約をお伝えいただけるといいのではないかと思います。
- ○事務局 ありがとうございます。大庭委員がおっしゃるように、令和4年度予算においても減債基金を取り崩していることについて指摘されており、本市では持続可能な財政運営に向けて「財政ビジョン」を令和4年度に次期中期計画と併せて策定する予定です。「財政ビジョン」の資料につきましては、改めて委員の皆様に送らせていただきます。
- ○大庭委員 そういったことも踏まえて、教育センターは物すごい予算がかかるので、一概に全て賛成という わけになかなかいかないんですね。その辺を説明していただければ、安心してそういったものをつ くっていけるだろうという気持ちにはなるので、ぜひよろしくお願いいたします。
- ○荒木田委員長 ありがとうございました。横浜市の財政局も非常に危機感を持っています。高齢化の進展、 そしてやっぱり子どもの施策は厚くしていきたいというような新しい市長の思いもある中で、どう やって予算を確保していくんだ、それから借金をどうやって減らしていくんだというのはかなり綿 密な相当先を見通した財政ビジョンをつい先頃出したところだったと記憶しています。

一方で、保育・教育センターもこれから財政セクションとバトルすることになると思いますけれども、公共施設の数全体を減らしていきましょうというような数の目安も今回財政ビジョンの中で出していますので、そのあたりももしかすると児福審の委員の方々とも共有したほうがいいかもしれない。横浜市のホームページを見ると載ってはいますが、かなり薄くて刺激的な内容になっておりますので、みんなで共有しておくというのはいいことではないかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- ○新井委員 ありがとうございます。資料8-2の組織機構改革のところですけれども、冒頭に「こどもの擁護養護に係る施策を充実させるとともに」と書かれていまして、それと、子育て支援と児童福祉に係る施策を一体化するために組織を改革されるということなんですけれども、こどもの権利擁護課の先ほどの説明で、DV、虐待、里親制度などというご説明があったのですが、ここのセクションで具体的にどういう子どもの権利擁護に係る施策を充実させようと考えておられるのか、その方向性をまず伺いたいということと、あと、これまでの里親や児童養護施設の養護支援係とかで関わってこられた方たちもいらっしゃるかと思うんですが、課の中でもやはり細かく変わっていくのでしょうか、そこがもしあれば教えていただければと思います。よろしくお願いします。
- **〇荒木田委員長** よろしくお願いします。多分この課の具体的なつくりと、それから今やっていないことを含めて、予算の裏づけがあるものとないものとがあると思いますけれども、充実の方向性まで併せてご説明いただけるとありがたいです。
- **○事務局** ご質問ありがとうございます。

今こども家庭課の中にございます、児童虐待・DV対策担当と擁護支援係の機能が、大きく申しますとこどもの権利擁護課に引き継がれる形になります。こども家庭課は非常に守備範囲が広くございましたので、その部分を課として分けることによって、より責任といったところを明確化させるというところもございます。

こども家庭課につきましては、従来の機能のひとり親でございますとか、あとはこども福祉保健部の総括的な機能を主に担いまして、地域子育て支援課につきましては、どちらかというとポピュレーションアプローチといいますか、全数へのアプローチ、親子保健担当もこちらに含まれますし、あとは地域子育て支援拠点等を統括します子育て支援課の部分がこちらと一体になりまして地域子育て支援課、こどもの権利擁護担当につきましては、どちらかというとやはりハイリスクへのアプローチというような形で、虐待を実際に受けた子どもに対する対策でございますとか、あとは社会的養護の子たちの部分がこちらの課の中で対応させていただく形になります。

こちらの機構改革につきましても、今回の第1回の市会定例会におきましてもやはりこどもの権利擁護課というような形で打ち出させていただきましたので、市会の議員の皆さんにつきましてもかなり関心高くご質問等もいただいておりますが、主にこどもの権利擁護課につきましては、私どものほうでは、予算の中でもご説明させていただきましたが、令和4年度につきましては、区役所18区にこども家庭総合支援拠点を設置させていただき、特に児童虐待対応につきまして専門的に児童心理司とかの専門職、児童虐待対応をさせていただくこどもの権利擁護担当を区役所の中に置くというような形でございますので、こちらのほうで人材育成等も含めて総合的なマネジメントをさせていただくというところがこどもの権利擁護課、私どもの児童虐待・DV対策担当係という形で係が置かれますが、そちらのほうが主に担当させていただきます。

そのほか、前回のこちらの総会でもご報告させていただきましたが、子供を虐待から守る条例が 改正されたことを受けまして、子どもの権利擁護というような形で、子どもの人権の形をより子ど もの目線に立って大切にしていくといったところも含めましたので、これまでの児童虐待・DV対 策担当という、どちらかというと大人目線の対策から、こどもの権利擁護担当という形で、より子 どもに近い目線でいろいろな施策を考えていけたらいいかなと思っております。

そのほか、あと擁護支援係につきましてもこちらに含めましたので、より一体として、虐待を受けた子どもの社会的養護につきましてもさらに充実させていければと考えております。

ご説明は以上でございます。よろしいでしょうか。

- **〇荒木田委員長** 新井委員、いかがですか。よろしゅうございますか。
- ○新井委員 ありがとうございます。今のお話で、こどもの権利養護課で主に考えていらっしゃるのは、虐待を受けた子どもたちということでの子どもの人権という視点かなと受け止めさせていただいたんですが、子どもの権利はほかにも幅広くあるかと思うんですけれども、虐待を受けた子どもでない子どもたちの権利擁護ということも必要かと思っていまして、教育を受ける権利とか、いじめの問題とか、今いろいろな分野で子どもの人権が侵害される状況が起きているかと思うんですけれども、そういうところの子どもの権利擁護という視点も横浜市さんのほうでもっと全面的に打ち出していただいて、市を挙げて子どもを守るんだと、未来を担う子どもたちを守っていくのだというような方向性を出していただけるとうれしいなと思っております。

それから、もう一つだけ伺いたいんですけれども、先ほどのご説明の中で、一時保護所に弁護士が定期的に訪問して子どもと話をするというか、子どもの声を聞くというようなご説明があったかと思うんですけれども、これはすごくいいなと思うんですが、例えば子どもの意見表明権という権

利を考えた場合に、保護所から措置を変更されて児童養護施設に行くとか、里親家庭に委託される というような決定が児童相談所でなされる場合に、子どもに、例えば里親ならどの里親家庭に行き たいとか、どういうところに行きたいとか、あるいは里親は嫌だ、施設がいい、あるいはどちらも 嫌だとか、子どもが自分の意思をきちっと出せるような環境づくりというのも今後考えておられる のかどうか、これは年齢によるかと思うんですけれども、今ある程度高学齢児が多いというふうに 伺っているんですけれども、そういう方向性というのも併せて伺えればと思います。

- ○荒木田委員長 ありがとうございました。「児童相談所関係」と「市を挙げてのこどもの権利擁護への意気 込み」に関しまして事務局から回答をお願いします。
- **〇事務局** ご質問ありがとうございます。

子どもの意見表明権につきましては、まさに一時保護所におります児童の意見表明権といたしまして、新年度の新規の事業として予定をしております。市内に4か所の一時保護所がございますが、一時保護所に属さない弁護士の先生にお願いをいたしまして、月に1回程度各所を回っていただいて、弁護士さんに相談したいことについて自由にお話ができるようなことを準備しております。実は今年度、既に中央児童相談所では試行的に実施をしておりまして、弁護士さんに相談したい方という中では、相談の中身としては、一時保護所の後、委員からお話があったとおり里親さんの下に行きたいとか、児童養護施設に行きたいけれどもどうしたらいいかというような意見が実際に寄せられております。その意見を受け止めまして、担当のケースワーカーにその話をもちろん引き継いで、実際にできるかできないかというようなお話をしっかりとなるべく早く、10日以内に児童に一度フィードバックをするという形を取っておりまして、もう少し時間が必要な場合については、一旦担当のケースワーカーが受け止めまして、その後の方針については1か月以内にもう1度児童に返すということで、児童相談所として責任の所在といいますか、はっきりと説明責任を果たすというところでやっております。新年度は一応事業化する形で引き続き対応してまいりたいと思っております。

- **〇荒木田委員長** ありがとうございました。それでは、市を挙げてのこどもの権利擁護への意気込みに関して お願いします。
- ○事務局 子どもの権利擁護という言葉自体は確かに広い意味の言葉もございます。先ほどの、こどもの権利擁護課の中で説明させていただいたのは、ある意味狭い意味での、特に今すぐに支援を必要としているお子さんたちの子どもの権利をいかに守るかという観点でお話をさせていただきました。一方で全ての子どもたちに権利があるということは、なかなか日常生活ではないがしろにされてしまったり、ついつい忘れられてしまったりすることも多いなというのが正直感想として持つところでもありますけれども、そういった子どもたちも含めて、それは教育委員会であったり、健康福祉局であったり、あるいは横浜市全体、日本国全体で取り組んでいくべきことだと思いますけれども、小さな支援が必要な子たちだけというだけの子どもの権利擁護にとどまらず、横浜市として全ての子どもたちの権利擁護についていつも考えて実行できるように、局長ともどもしっかり、声かけから始まるのかもしれませんが、そういう考えを今回の名称変更をきっかけに市内に浸透させていけるように頑張っていきたいと思いますので、ぜひまたご協力をお願いできればと思います。ありがとうございます。
- **〇荒木田委員長** 力強いご説明をありがとうございました。新井委員、よろしゅうございますか。
- **〇新井委員** どうもありがとうございました。ぜひどうぞよろしくお願いいたします。
- ○荒木田委員長 事務局のほうで何か補足しておくことはございますか。

- ○事務局 先ほどお話がありました施設を選ぶとか里親さんを選ぶというところですけれども、子どもたちは本当は権利をもっと認められなければいけないという認識は非常にあるわけですけれども、ですので、一応施設に入るときには、こういう里親さんだよ、こういう施設だよということを十分に説明した上で権利ノートで説明をし、それからそこにサインをしというような手続を取っているということなんですが、委員の言われているようなレベルではまだまだできていないというレベルがあります。実は一時保護所から本当は学校に通ってもいいではないか、自由に出られてもいいではないか、そういう権利が本当はあるはずだという認識もあります。ですので、これから、今まさにいろんな検討をしているんですが、どこまでそれを広げられるのかというところを模索していきたいと思っているところです。
- ○荒木田委員長 ありがとうございました。幅広く子どもの意思を尊重する、権利を尊重するということがベースでどうも進んでいきそうだということでございます。

ほかにございますか。よろしゅうございますか。

闊達なご意見をありがとうございました。

(3)「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」原案について

事務局より資料に基づき説明

- ○荒木田委員長 ありがとうございました。4月に公表されるということで、これまでの変更時点、変更点などご説明がございました。計画がこれで大きく変わることはないにしても、推進体制を含めてぜひこんなところにも注意をとか、こんな実情があるよということも含めてご意見、ご質問などがございましたらよろしくお願いいたします。
- ○天明委員 ありがとうございます。資料のほうには、資料9−2として細かい計画原案ということで、すごく丁寧に現状を理解しようとか、ヒアリングもすごく課題が出てきそうなところを狙ってやりましたという意欲が私には感じられて、この計画に対する思いというのを私は熱く感じました。一方で社会的には貧困というのと孤独というのが、孤立というのがすごく結びついていて、かなり厳しい状況にある。子どもももちろんですけれども、大人もそうで、子どもにつながる大人についても目が必要なんだろうなというそういうほうの連携もお願いしたいと思います。

ヒアリングとかについては以前にも、第1期のときにやっていて結構な課題を出してくださって、それはヒアリングに当たってくださった団体がすごくふだんから日常的な関係性を持っているから吐露してくださったというようなことがあって、それをどうしたのかなとか、今回もアンケートに協力してくださったとか、ヒアリングに協力してくださったという意見を、だからこうなりましたみたいな感じの見せ方をできるだけしていただいて、市民が計画に声を出すことによって市政がよくなっていくというような実感を持っていただけたらうれしいなと思うんですね。自分が困っていることは決して一人の問題ではないんだ、ほかの人を助けることにつながるんだというようなことがそれこそ自己肯定感にもつながっていくと思うし、別に困ることは恥ずかしいことではないというメッセージを出すためにも、そういうような形で発信していただけたらと思っています。よろしくお願いします。

○荒木田委員長 ありがとうございました。計画の発信あるいは振り返りのときなどにも、こういうことをここまでできたのはこういうことがあったからだよというようなことも含めて、計画が遠いものではなくて自分たちの声が反映されて、それは当事者も、それからヒアリングを受けた、あるいは日頃からそういった方とお付き合いのある方たちも含めて、自分たちが声を上げることによってよりよくなっていくという発信をということでございました。とても大切なことだと思います。何か工夫

しようとか、そんなふうにしてみたいというようなことがありましたらコメントをお願いいたします。

- ○事務局 ありがとうございます。支援者の方へのヒアリングは本当に時間を割いていただいて、アンケート調査だけでは分からない事、細かな日常の支援の中での気づきを聞かせていただいています。孤立・孤独については、ヒアリング等を踏まえて、課題をまとめている44ページに、子どもの孤立により自己肯定感が低くなっていると書いています。また、市民意見募集でも、支援策がいろいろあるけれども、しっかり届いていないのではないかとか、届いていないのだったら施策があっても意味がないというようなご意見もいただいていますので、計画の最後の章の推進体制のところにも、情報発信・情報提供について盛り込ませていただきました。計画をつくって終わりではなく、皆さんに計画を見ていただき、困っている子どもに気づいていただくことが大切なので、委員のご意見を参考にしっかり支援が届くようにやっていきたいと思います。ありがとうございます。
- ○天明委員 コロナのおかげもあるのかなと思うんですけれども、回答率、回収率がすごくいいんですね。私にとっては結構な回収率があるなと思って、そこもすごく皆さんが関心が高いことなのだなと思ったのでそういうやり方でしてほしいと思うのと、あと貧困とかというように、行政が助けてくれるとかというだけではなくて、ここの最後のところには、周りの人というのも、地域とかというのもすごい大事なんだよというメッセージがこっそりと書かれていて、できることというのが本当に顔の見える関係で、コロナでなかなか顔が見えなかったんですけれども、顔の見える関係で、あなたのことを見ている人がいるよとか、困ったときは発信していいよとか、できることがあったらとか、挨拶して元気とかと一言声をかけてもらえることがどんなに力になるかとかというあたりが、みんなでここを乗り越えていきましょうとかというメッセージにつながればなと思うので、本当に大変な作業をありがとうございました。
- ○荒木田委員長 エールをありがとうございました。なかなかそういうことというのは、特に行政の計画の中では数値化しにくいので見えにくいところだと思いますけれども、施策を打って何が何%よくなったというだけではなくて、そういった生活のつながりの中でよくなっていくことがたくさんあるというようなこともぜひ発信をしていただければなと思います。皆さんもいろいろ携わっている中でお感じになっていると思いますが、私ども食の支援とか生理の貧困の支援をする中で、物をもらって助かったということはもちろんあるんですけれども、大体感想で寄せられるのは、自分は一人ではないということが分かったとか、それから、こういったことですごくやっぱりうれしかったので、何かチャンスがあったら自分も今度は声をかける側、あるいは支援をお手伝いする側に回りたいという輪が広がっていくということもすごく大切なことだと思いますので、上手にSNS等でフィードバックも含めて発信をしていただければと思います。

資料	資料 1	第33期横浜市児童福祉審議会委員名簿・部会名簿
	資料2	第33期横浜市児童福祉審議会事務局名簿
	資料3	横浜市児童福祉審議会条例・横浜市児童福祉審議会運営要綱
	資料4	部会報告 里親部会
	資料 5	部会報告 保育部会
	資料6	部会報告 児童部会
	資料 7	部会報告 障害児部会
	資料8-1	令和4年度こども青少年局予算概要

	資料8-2	令和4年度こども青少年局組織機構改革
	資料9-1	「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」原案について
	資料9-2	「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」原案<本体冊子>
特記事項	なし	